

国東市中小企業設備投資利子補給等補助金交付要綱

令和8年4月1日

告示第72号

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が経営基盤の強化や新分野進出などの事業展開を図るための設備投資資金を融資機関から借受けた場合において、当該融資に係る利子及び保証料（以下「利子等」という。）に対し、市が補助金を交付することにより、地域経済の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する者をいう。
- (2) 市内金融機関 大分銀行、豊和銀行、大分県信用組合の市内支店をいう。

(補助対象借入)

第3条 補助金の交付の対象となる借入（以下「補助対象借入」という。）は、市内の事業所において令和8年1月1日以後に設備を設置した借入で、次の各号のいずれかの借入に該当するものとする。

- (1) 国東市商工会の推薦を受け、日本政策金融公庫が融資した小規模事業者経営改善資金（マル経融資）
- (2) 市内金融機関で融資を受けた大分県小口零細企業資金（普通貸付）
- (3) 市内金融機関で融資を受けた大分県小口零細企業資金（個人向け無担保無保証貸付）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす中小企業者とする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有している者
- (2) 個人にあつては、住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 法人にあつては、主たる事務所の法人登記が市内にされていること。
- (4) 個人事業者にあつては個人事業者の、法人にあつては法人の納期到来分の市税の未納がない者
- (5) 国東市暴力団排除条例（平成23年国東市条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、別表1に該当する事業を行うものは、補助対象者としてしない。

(補助対象借入額)

第5条 補助対象借入額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象借入額は、設備投資とし、設備投資資金と運転資金を併せて借入れた場合は、設備投資資金に係る部分のみとする。
- (2) 補助対象借入額は、2,000万円以下とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前年1月1日から同年12月末日までの補助対象借入に係る利子等につきそれぞれ別表2 補助金の額の欄に定める金額とする。ただし、延滞利子を除く。

2 補助金の上限額は、別表2 補助金の上限額の欄に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国東市中小企業設備投資利子補給等補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、補助対象融資に係る経営指導を受けている国東市商工会又は補助対象融資を受けた市内金融機関を通じて、市長に提出するものとする。ただし、第2号、第4号及び第5号については初年度のみ提出することとする。

- (1) 計算基礎書（様式第2号）
- (2) 資金借入契約書等借入れを証する書類の写し及び償還計画書等の写し
- (3) 支払実績証明書（様式第3-1号又は様式第3-2号）
- (4) 設備投資の内容が確認できるもの（内訳の分かる見積書又は請求書、領収書、設計図、カタログ、写真等）
- (5) 事業所の存在が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、前年中に支払った利子等について毎年1月末までにしなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、国東市中小企業設備投資利子補給等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、国東市中小企業設備投資利子補給等補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し、補助金額の変更及び補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為をしたとき。
- (3) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行後3年を経過した場合においては、この補助金のあり方、必要性について必要な見直しを行うものとする。

別表 1 (第 4 条関係)

1	農業
2	林業 (素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)
3	漁業
4	金融・保険業 (保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)
5	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
6	以下のサービス業等
(1)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項各号に定める風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
(2)	易断所、観相業、相場案内業
(3)	競輪・競馬等の競走場、競技団
(4)	芸妓業、芸妓斡旋業
(5)	場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
(6)	興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)
(7)	集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものは除く。)
(8)	宗教
(9)	政治・経済・文化団体
7	その他市長が不相当と認める事業

別表 2 (第 6 条関係)

補助対象融資	助成 区分	補助金の額 (利子及び保証料で算定された 補助金額の 100 円未満は切捨て る。ただし、補助金に遅延損害金 その他これに類するものは含ま れない。)	補助上限額
小規模事業者経営改善資 金 (マル経融資)	利 子	利子(最初の利子支払日の属する 月から起算して 60 月以内に支払 うべきものに限る。)のうち 1 % 相当額以内の額とする。	1 補助対象者につ き 60 万円以内 (利 子の合算額)
大分県小口零細企業資金 (普通貸付)	利 子 又は 保証料	<p>【利子】 利子(最初の利子支払日の属する 月から起算して 60 月以内に支払 うべきものに限る。)のうち 1 % 相当額以内の額とする。</p>	1 補助対象者につ き 60 万円以内 (た だし利子又は保証 料のいずれかのみ)
大分県小口零細企業資金 (個人向け無担保無保証 貸付)		<p>【保証料】 保証料の融資実行時一括前払い を選択した場合は、初回のみを対 象とする。 ただし、保証料の分納を選択した 場合は、最初の保証料支払日の属 する月から起算して 60 月以内に 支払うべきものに限る。</p>	